

それが爲に燈せしなるべし、徒流云、翌秋追善とて、茶屋ごとに挑灯をとはして、軒にかけたり、其内に青樓雜話といふものを引て云玉菊が三周忌の追善いとなまんとて、仲の町の家ごとに、挑灯を軒に出したり、其時十寸見蘭洲、庄二郎^{萬屋}水調子といふ河東ぶしの唄ひものを、竹婦人^{岩本乾仕}に作らしめ、揚屋町に住める三線ひき河榮といふもの、家にて、追善のわざをなしたり、その時、茶屋々々も、玉菊をいとおしみければ、いひ合すともなく、家々に挑灯をともしけるとぞ、其後元文元年には箱挑灯にて、すそへ青黒の筋を付たるをかけつらねしとなり、翌年よりきりこ灯籠、まはり灯呂など作り出し、次第に潤色して、花美になれるといへり、此説によれば、三周忌よりのことで、且ついひ合せ事もなく家々に灯せしは、紋所亥るしなど、區々に異なりしるべし、筋を付たるは、あらぬ後の度なり、追善の袖草子の序に、身のうへの秋風をはや玉祭る頃にもなりぬと、光陰の挑灯に發句の追善を題すとは、挑灯に發句を書たるにあらず子細ありて、其翌年の秋より、茶屋毎に燭臺に作り花をして佛供となす云々、此説年月などの相違もありて、おぼつかなくはあれど、うち益の燈籠は世上一同なれば、此里にも、もとより家々に挑灯はもとなり、唯こゝに子細ありてと云へるはまことなるべし、そは上に引る原武雜記に、そのむかし女郎のちやうちんともしたてたる時、西田屋名主停止せしといへる是なり、されど玉菊がことは露ほどもいはず、これは彼水てうしと云うたひもの、又袖草子などあるに、折しも其頃茶屋のちやうちん一やうにせし事などとり合せて、彼が追善より事起れりとはいひしなり、然らば青樓雜話の説のごとく、元文元年に、青黒の筋をつけたる箱挑灯を出し、それより種々の灯呂作れる事となりしなるべし、玉菊^{または、享保十三年、彼が追善の袖草子を引て奇跡考にいへり、またその墳墓の何くれと諸書を引て友人久卿玉菊考あり。}

〔一目千軒〕燈籠の事井作り物○京島原